別表六の一一の記載要領第一号中「第68条の103又は第68条の104（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）」を「第68条の103第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（平成27年改正法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の103又は第68条の104第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第一一号中「「左のうち益金の額に算入される金額　(24)」及び「左のうち益金の額に算入される金額　(28)」」を「「左のうち益金の額に算入される金額　(26)」、「左のうち益金の額に算入される金額　(30)」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額　(37)」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額　(38)」」に、「又は第３項」を「（租税特別措置法第68条の103第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）並びに租税特別措置法施行令第39条の124の５第１項及び第２項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）又は法第81条の４第３項」に改め、「同条第２項」の次に「並びに同令第39条の124の５第１項及び第２項」を加え、同号を同表同号とし、同第一号の次に次の一一号を加える。

２　「特別利子の額　(5)」の欄並びに「その他株式等」の「(13)」及び「(14)」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第５号において同じ。）が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては、記載を要しない。

３　「効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間」の欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「効力発生日までの保有期間又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は受取配当等の額の計算期間」を消すこと。

別表六の一一の記載要領に次の一一号を加える。

５　連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度において、租税特別措置法第67条の６第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地　(32)」の欄には「特定株式投信」と記載し、「基準日　(33)」及び「保有割合　(34)」の各欄は記載を要しない。

６　「保有割合　(34)」の欄は、法第81条の４第７項に規定する他の内国法人から受ける同条第１項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに令第155条の10の２第２項（非支配目的株式等の範囲）に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載すること。